

議会改革に関する特別委員会会議記録（概要）

令和3年7月15日（木）

開 会（午後1時30分）

【議 事】

○政治倫理審査会の要綱について

島田委員長

政治倫理審査会は政治倫理条例で手続きについて定められていますが、様式などを定める必要があると考え、参考として、大津市議会政治倫理条例施行規程をあらかじめ配信しております。大津市議会と同様に、必要な事項を定めることについて、持ち帰りとし、次回の委員会で協議したいと思います。

なお、前回までの委員会で要綱を定めるとしていましたが、条例に規定する審査会に関し必要な事項を定めることとなることから、条例施行規程として例規を制定することとなりますので、あらかじめご承知おきください。

（委員了承）

島田委員長

政治倫理条例において、委員の人数や市民から出た場合はどうするのかという細かい規定は定められていますが、例えば文書で届を出してもらうという形になっていますが、必要な書式が現段階で無いので、そうした部

分を補うという意味で、大津市議会では審査請求するときの審査請求書という様式第1号を作っています。いざ申し出たいときに書式がわからないということにならないように整理をした方がスムーズだと思い提案しました。

大津市議会では公表の在り方を載せており、所沢市の政治倫理条例では公表の在り方は無かったので、会派へ持ち帰り、取扱いについて次回の委員会でご意見をいただきましたと思います。

矢作委員

大津市議会政治倫理条例施行規程の第9条に「この規定に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。」とあるが、これが何か分かるか。

島田委員長

わかりませんが、その他のカバーしきれないところが出てきたときに、議長の判断でという余地を残しているのではないかと思います。

矢作委員

大津市議会議員政治倫理条例を見て、参考にした方がいいと思ったのは、第5条に「議長は、前条に規定する審査請求があったときは、速やかに議会運営委員会に報告するとともに、当該請求を受理した日から1か月以内に議会に大津市議会政治倫理審査会を設置し、当該事案について審査を付託するものとする。」とあり、経過がはっきりと分かり、所沢市議会はそこが無いので、審査請求があったときにどういう手続きをするかとい

うことを入っていた方がいいと思う。

島田委員長

わかりました。その辺もまた次回に様々なご提案いただきたいと思いま
す。

矢作委員

もう1つあり、執行部の規定にはフロー図があり、分かりやすいと思う。
BCPもフロー図を上手く作っていたので、フロー図があるといいと思
う。

島田委員長

その辺もまた次回話したいと思いますので、各会派で議論していただき
たいと思います。

○所沢市議会基本条例の一部改正について

島田委員長

改正が必要となる条文の箇所とその理由について各会派で持ち帰りとさせていただきます。順次、ご報告をお願いします。

石本委員

第3条第4号「ユニバーサルデザインの理念に配慮し、市民にとって分かりやすい議会運営を行うよう努めること。」とあるが、考えた方がいいと思う。誤解のないよう前もって言うが、狭まるという意味ではなく、この条文を作った時は脇元議員のご意見が相当配慮されている。私はこの時議会基本条例特別委員会で作業部会をやっており、荻野委員も当時作業部会長だったので覚えていると思うが、かなり議論のあった部分だ。私も第一法規の勉強会に行って、専門家の大学教授にこのような条文を入れるということに対して、どう考えればいいのかと尋ねたところ、基本的にユニバーサルデザインという文言が解釈に幅があるので条例になじまないと言われた。しかし所沢市議会は結果として条文に入れたが、背景としては障害者に配慮していくということだったが、あれから10年以上たち、例えばLGBTの方をはじめ幅が広がってきている。どのように文言を入れるかは難しいが、例えば「市民の多様性に配慮し」として、解説の中にLGBTとかそうした文言を入れたりし、この部分をもう少し幅広く解釈できるような改正をした方がいいと思う。

矢作委員

特になし。

松本委員

特になし。

川辺委員

まず議会運営委員会でも大詰めを迎えている通年会期制の明文化、どう議会基本条例に盛り込んでいくか。

2つ目に、今議長選を立候補制にしている現実があるが、そこは議会基本条例の中にはないので、明文化した方がいいのでは。

3つ目は、第22条第2項で広聴広報委員会について、会議体となっているが、これを委員会に格上げした方がいいのでは。

最後に、第9条第2号の反問についてだが、平成28年の改正によるが、本来は議会の議論を活発にするという目的を含めてこの条例に入れたという経緯があると思うが、現状この反問があることで議論が活発になっているかという疑問が残る。この反問権の在り方について議論した方がいいと思う。

石原委員

通年会期制は議会運営委員会では第2条に会期ということで入れるということで議論をしたが、通年会期制を迎えるにあたり整備をしていく部分は議論をした方がいいと思う。

第22条第2項の広聴広報に関する会議体の部分は、前回の改定の際に議論されたが、今は誰も会議体にこだわる必要がなければ実態と合わせた広聴広報委員会に整備した方がいいと思う。

第25条の議員の政治倫理については、現行だと所沢市議会議員政治倫理条例に定めるところとされているが、「議員はこれを遵守するものとする。」や「議員はこれを厳守するものとする。」など、他市においても政治倫理に関する問題等が起きているのももう少し深い書き込みの仕方があってもいいのでは。

荻野委員

第9条第1号に「一問一答の方式で行うことができる。」とあるが、実態としては一問一答がスタンダードになっている。前回の改正のときも「一問一答の方式を基本とする。」とした方がいいのではないかと提案したがまとまらなかった。上越市議会基本条例では「一問一答を原則とする。」という表現なので、このように改正した方が実態に合うのではないか。

第22条の広聴広報に関する会議体というのは広聴広報委員会にした方がいいと思う。

新規の規定としては、川辺委員から議長選の話があったが、前回の改定から大きく状況が変わったのが正副議長選挙で、所信表明を正式な本会議の中ではないが行うことになったので、例えば取手市議会基本条例では議長および副議長の志願者の所信表明という条文があり、「所信を表明する機会を設けるものとする。」とあるので、この辺を参考に検討したい。

前回の改定でも議論になったが、議会モニター制度について設けることができるという規定を提案したがまとまらなかった。前回の廣瀬先生の報

告書の中にもこうしたことを検討した方がいいとも書かれていたので、再度協議をしたい。

取手市議会はオンラインで委員会を始めるにあたって、基本条例の一部改正を行っており、情報通信技術の活用という条文だが、そうしたオンライン等を視野に入れて、基本条例の中にも入れた方がいいのではないかと。

島田委員長

通年会期制について会派からご意見がありましたが、既に議会運営委員会で通年会期制に向けて協議が進んでいるということなので、当委員会ではその点についてはあえて触れず、別の件について協議を進めていきたいと思えます。

石本委員

反問権の在り方に関する話題が出たが、反問することができるという文言に対し、皆さんどの様なイメージを持っているか分からないが、最近の議会基本条例だと「趣旨を確認することができる。」というような文面になっているので、持ち帰るのであればそこも含めて考えた方がいい。

島田委員長

今各会派から改正案を出していただいたので、質問や補足説明をしていただき、議論を深めた上で持ち帰りにしたいと思います。

まず立憲民主党・無所属の会から提案のあったユニバーサルデザインという文言について、状況が変わっているので、例えば「市民の多様性を尊重して」とするようご意見がありましたが、この件について質問や確

認したいことはありますか。

石本委員

補足すると、例えば多様性というのは何かのときに性別欄を設けないところもあり、そういう意味も含めてになる。所沢市議会基本条例の解釈になるが基本的にユニバーサルデザインという方仮名文字自体が条例に馴染まないという話があった。解説書に「ユニバーサルデザイン（万人向け設計）の理念に配慮し、市民に分かりやすい議会運営を行うよう定めています。」となっており、解説の万人向け設計という文言も違和感があり、そういうことも込みで提案した。

荻野委員

多様性ということについて、実際条文に盛り込んでいる事例は把握しているか。

石本委員

まだ把握していない。もう一度調査する。

島田委員長

次に公明党から提案のあった議長選の立候補制、所信表明のことも含めてご質問はありますか。

石本委員

昨年初めて導入した時は、代表者会議で決定し、昨年の議長選の時に行われているので、条文に書き込むということは正式な制度化になるので持ち帰るとしたらその辺も各代表に確認した方がいいと思う。正式な制度で

ないので休憩時間に取っているのですが、ライブ映像では見えるが、以降は休憩なので見えない。当然書き込むということになれば本会議マターになる。今は休憩を入れて、日程には入れていないが、正式な日程にも入れるということになる。

荻野委員

質問ではないが、あくまでも今の状態は正式な立候補制ではない。実際所信表明しなかった人への票も有効になる。立候補制にすると公職選挙法の絡みも出てくるので、そこまで決めると難しいところがある。所信表明は休憩中だが、やっているという実態はあるので、その辺をどう折り合いをつけるか。実際に条文化しているところもあるので、どのように取り扱っているかを確認した方がいい。

石本委員

東京都議選がなぜ統一地方選からずれているかというのと、過去の議長選で1票20万のお金が飛び交っていたというのが東京新聞に書かれていた。まさに公職選挙法などに絡んでくる話になるので、そこも認識のもとで入れるのであればいい。私はどちらかというに入れた方がいいと思うが、入れた後にこんなことになるとは思わなかったと大事になることもある。

島田委員長

次に、広聴広報委員会を正式な委員会へという提案が3会派出ていましたが、これについてご質問ありますか。

松本委員

広聴広報は議会の広聴広報なので、他の四常任委員会ならびに予算常任委員会と性格が違うのでこうなっているのではないか。議案を審議する委員会と、広聴広報はあくまでも議会活動の広聴広報だと思う。おのずから目的が違うので常任委員会にしなかったという背景があると理解している。

荻野委員

そのことは前回の改正の特別委員会でも議論になった。他の常任委員会や特別委員会は地方自治法に基づく委員会だ。広聴広報委員会は条例上の規定はないので、位置付けた方がいいという議論があり、廣瀬先生の報告書にも書いてあるので読んで欲しい。

島田委員長

次に反問権の在り方について、先ほど石本委員からもお話がありました。この件についてご質問等がありますか。

荻野委員

具体的に条文をこの様に変えた方がいいという提案はあるか。

川辺委員

この条文を作るときに趣旨を確認する程度という申し合わせがあったと思うが、結局現状はこの条文を作ったことによって議論が活発になったかということ、なっていない現実がある。この条文が必要かどうかも含めて議論した方がいいという意見が会派であった。

島田委員長

一度ゼロベースからということですか。

川辺委員

そこも視野に入れてということだ。

石本委員

ポイントになるのは、反問権を行使するとなっていなくても実際反問が起きているというような事例がある。所沢市議会の場合の一般質問は往復で1時間なので、持ち時間との関係もある。仮にこうした文言が無ければ時間を止める根拠もなくなる。条文が残っていることによってこの時は時間を止めるというようになっている。無くなった時の弊害もある。

川辺委員

他の議会だと時計を止めるという規定もある。そうしたことも含めて、残すのであれば現実的な深いところまで考え、逆にゼロベースとも言ったが、必要でないのなら削除する。その辺りを1度議論した方がいいと思ひ提案した。

荻野委員

条文を見ると最後反問することができるとなっているが、前の箇所「その論点を整理するため」とわざわざ書いてあり、ある程度範囲を狭めている。議論が本当に活発になっていないのであればこの箇所を取ってしまうというやり方もある。

島田委員長

持ち時間の話になると議会運営委員会でも議論しないといけない話だ
と思うので、その点も踏まえてください。

次に自民党・無所属の会の政治倫理条例の箇所に「遵守する」などの文
言を付け足した方がいいのではというご提案ですが、ご質問はありませ
るか。

(質問なし)

島田委員長

至誠自民クラブから「一問一答を基本とする」または「原則とする」と
した方がいいのではないかとご提案がありましたが、ご質問はありませ
るか。

石本委員

一問一答でやっていないところがあるという認識か。

荻野委員

一般質問に関してはほぼ全議員が一問一答でやっていて、議案質疑も選
択制になったときに、一問一答になかなかご賛同いただけなかった方すら
も一問一答でやっているという実態があるので、この条文の表現に違和感
が出てきたと思う。

川辺委員

過去に一問一答以外で市長への質疑および一般質問を行ったことはあ

るのか。

荻野委員

この条例ができる前は一般質問も議案質疑も全部で3回までの回数制限だった。この条文ができたことによって段階的ではあるが、一般質問に関しては一問一答や初回一括と選択できるようになった。今通告書を見ると、一括方式、初回一括、一問一答となっているが一括方式をやっている人はいない。

石本委員

なぜ一問一答にするべきかという、3回までだと執行部からすると3回適当に答えていると逃げられる。そうすると傍聴者からすると非常に消化不良でおかしいという意見を相当賜り、一問一答にするべきだということがあった。議論を活発化させるのであれば一問一答にするべきだと思う。現実には初回一括をずっと守り続けている議員もいる。

島田委員長

次に議長選の所信表明について、補足はありますか。

荻野委員

あえて所信表明と言ったのは、議会によっては立候補制という文言を使っているところもあるが、正式な立候補制にすると公職選挙法が絡んでくるので、あえて所信表明という条文の方がいいのではないかと思った。例えば取手市議会は「議長及び副議長志願者の所信表明」という条文を作っている、その辺を参考に、本会議なのか休憩中なのか分からないがそ

の点を含めて議論をすべきではないか。

島田委員長

次に議会モニター制度について、確認や質疑はありますか。

石本委員

インターン生は実際議会モニターだ。市の施設に行った際、担当職員はとても丁寧に対応してくれたが、物は考えようで、議員が行っているのに対して職員が説明しているというストーリーになっている。学生に説明しているというストーリーには厳密に言うとなっていないが、学生に説明している。その根拠というものを、モニターという言葉を使うかは別にして、この手のものは入れておいた方がいいと思う。

石原委員

議会モニターは議会運営委員会で視察に行った他市事例で拝見し、共通の課題というのは高齢者に偏っているということがあった。議論の機会があれば学生や若年層など普段市議会になかなか傍聴に来ないような人も参加できるような仕組みになるような議論ができればいいと思う。

石本委員

子ども議会を考えようとなった時に、議場に選挙で選ばれていない人間が登壇したり座ったりするというのはいかがなものかという意見もあった。モニターという条文があれば、考えようによっては子ども議会もモニターというものだ。

石原委員

そうした意見は実際にあり、議会報告会で議場見学をするという時も、議席に座るのかと言っていた議員もいたので、市民と議会の距離を近づけるのであれば、条文に盛り込んでおいて根拠として使えるのではないか。

荻野委員

コロナ禍になってから議会報告会も今までのやり方でできなくなっているので、市民の声を聴く機会が少なくなっている。そうしたことも補完する1つのツールとしてモニターを設置できるという条文を作るという議論をした方がいいと思う。

島田委員長

次にオンライン会議について、ご意見はありますか。

(意見なし)

島田委員長

委員会終了後速やかに改正箇所を整理した表を作成し、配信し、会派で議論していただきたいと思います。次回の委員会において、改めて今出していた課題について協議をして進めていきたいと思います。

石本委員

改正する必要は個人的にはないと思うが、第4条第3号に「議会活動を最優先するよう努めること。」とあるが、最優先していない人が見受けられる。この辺を徹底した方がいいのかと、努めることというのが、努める

けどやらないという考え方もある。先日広聴広報委員会である委員が次は休みますと堂々と言っていた。来られる議員だけでいいという話が議事録に残る場で起きた。ここの努めることという語尾をどうするかという提案をしたい。

島田委員長

では立憲民主党・無所属の会から追加の提案ということでお願いします。本日の議事は以上になりますが、他に何かありますか。

矢作委員

政治倫理条例の要綱と議会基本条例の見直しをやって行くが、この特別委員会がいつぐらいまでにどうするというのが見えないが、その辺はどうなのか。

島田委員長

次回工程表を合わせて配信します。一応目安としては、来年の4月か5月に議会基本条例を改正するというイメージです。政治倫理条例の施行規定については、書式を作るということや公表の仕方ということであれば時間はかからずに施行規定は作れると思っています。

矢作委員

議会基本条例の改正の頃までには政治倫理条例の施行規定も終わって委員会の役割が終わるというイメージか。

島田委員長

何か議会改革の案件が出てくれば変わりますが、現状このまま進めば長

くても来年の6月というイメージです。

古瀬議会事務局
主幹

前回の委員会で荻野委員から政策研究審議会で諮問して答申した BCP
について、お返しするのかという話がありましたが、審議会への返しは会
長や委員に伺ったうえで策定したものをメール等でお送りしたいと考
えています。

散 会 (午後2時22分)